

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
菊川市	嶺田地区	令和4年3月15日	令和一年一月一日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	184.3ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	123.5ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	63.1ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	45.9ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	10.5ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	35.5ha
(備考) その他情報 荒廃農地 1.5ha(0.8%) 田 161.9ha(87.9%)(うち荒廃農地 0.4ha/田面積に対する割合 0.2%) 畑 122.4ha(12.1%)(うち荒廃農地 1.1ha/畑面積に対する割合 4.9%) 耕地面積:令和3年9月1日時点農地台帳 荒廃農地面積:令和2年度荒廃農地の解消状況に関する調査	

- 注1:③の「70才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

- ・現在は農地の担い手が確保され、農地が管理されている。
- ・後継者不足、担い手の高齢化が進んでいる。
- ・今後の地域農業を支える安定した農業の担い手が不足している。
- ・安定した収入を確保するうえで、後継者の育成を考えなくてはならない。
- ・大規模生産者への集積が進んでいる。
- ・水の利用、管理の調整が必要な地域。
- ・粘土質のため、湿気に弱い畑作物が育ちにくく、二毛作や裏作には工夫が必要。
- ・米以外にも、地域に適した作物への転換、採算の取れる儲かる農業を考える必要がある。
- ・今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積よりも、70才以上で後継者未定の農業者の耕作面積の方が多い。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

- ・ 嶺田地区の耕作可能な農地利用については、水田や畑は、中心経営体である認定農業法人や認定農業者14経営体を中心となって担っていく。
- ・ 酪農や施設園芸は、それぞれ現在の担い手が引き続き担い手となるほか、水田・畑・酪農・施設園芸とも、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者については、現在の担い手との調整を図りながら受け入れを進めていくことで対応していく。

- ・ 大石地域の水田利用は、中心経営体である認定農業者3名が担っていく。また、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者については、現在の担い手との調整を図りながら受け入れを進めていくことで対応していく。

注1: 中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2: 「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

農地の貸付け等の意向

- ・ 貸付け等の意向が確認された農地は、1,227筆、633,100㎡となっている。

農地中間管理機構の活用方針

- ・ 経営の拡大を図る中心的経営体及び入作を希望する認定農業者や認定新規就農者に対しては、農地中間管理事業を活用して、担い手への農地の集積、集約を促す。
- ・ 関係機関が連携し、農地中間管理事業の促進を図るため、機構に対し情報提供と事業の協力を行う。
- ・ 中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地中間管理機構の機能を活用し、新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、中心経営体への貸付を進めていく。

基盤整備への取組方針

- ・ 嶺田地区全体で、農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備の活用の検討が進んでいる。今後も地域での話し合いを進め、より良い農地の活用方法を検討していく。

新規・特産化作物の導入方針

- ・ 経営の安定化を図るため、野菜等の収益性が高く、地域の環境に適する作物への転換、裏作の導入などの取り組みを進める。

注: 「人・農地プラン」とは、農業者が今後の農地利用を担う中心経営体への農地の集約化に関する将来方針について話し合った結果をまとめたものです。将来方針にある事業の実施については、市の方針として決定されたものではなく、今後、地域住民・事業者・行政が連携して検証・検討を行います。